

令和元年8月30日

気仙沼信用金庫

当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまへ ～住宅ローン等のご融資のお取扱い開始について～

平成30年8月に法令が改正され、信用金庫の営業区域内へのお引越しを予定されているお客さまが信用金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、当金庫では、令和元年6月開催の第93期通常総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより、当金庫では、8月30日より地区内へお引越しを予定されているお客さまへの住宅ローン等のご融資のお取り扱いができるようになりましたので、お知らせいたします。

今後、当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまで、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先または本支店にお気軽にお問合わせください。

記

1. 今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま
原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の地区外から地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結した方

- ・不動産会社等と宅地又は住宅の売買契約
- ・住宅メーカー等と住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

※詳細につきましては、下記照会先または本支店にお問合せください。

2. 当金庫の地区

宮城県…気仙沼市、本吉郡、登米市

岩手県…大船渡市、陸前高田市、一関市藤沢町、同千厩町、同大東町、同室根町
気仙郡

3. 本件照会先

気仙沼信用金庫 総務部（電話：0226-22-6831）

以 上